

# A16-1 太陽光発電施設

基本的基準

## 基準

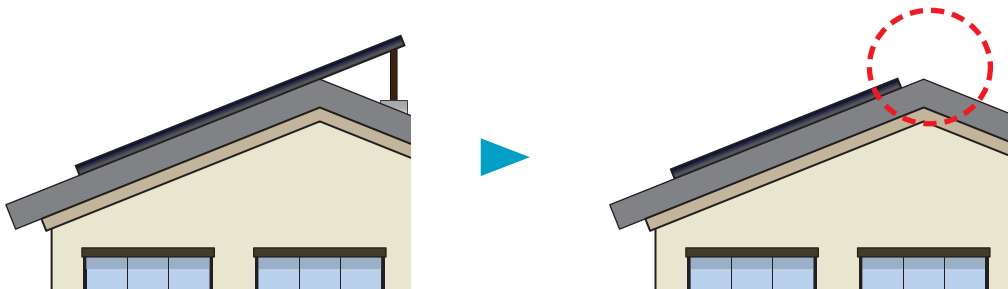
・太陽光発電施設の最上部は、できる限り低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。

### ■具体的な配慮の例■

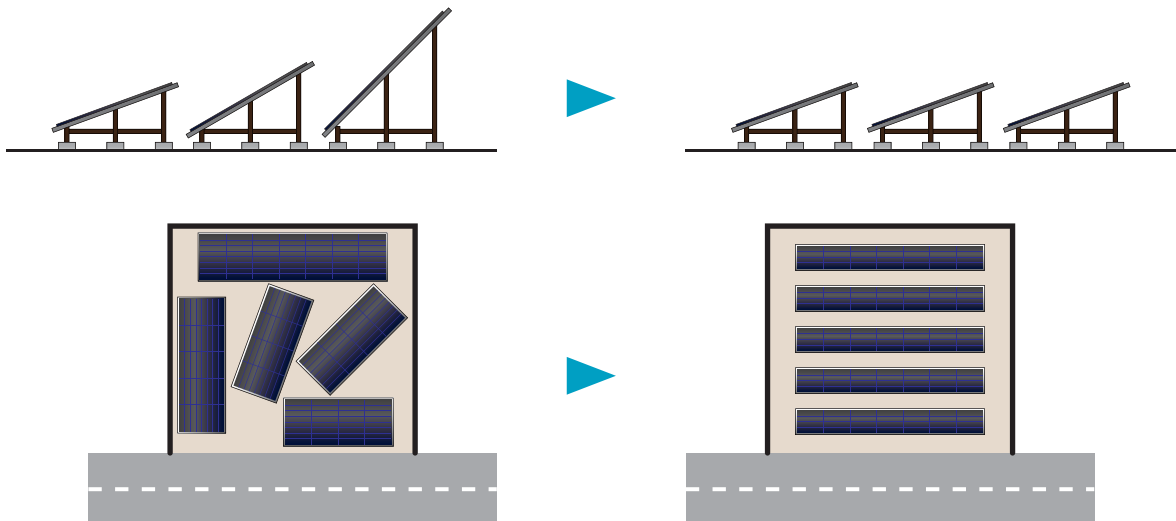
○太陽電池モジュールの高さは、できる限り低く抑え、周囲の景観から突出しないようにする。



○太陽電池モジュールを勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置する。



○太陽電池モジュールは、高さを低く抑えると共に、向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とする。



# A16-2 太陽光発電施設

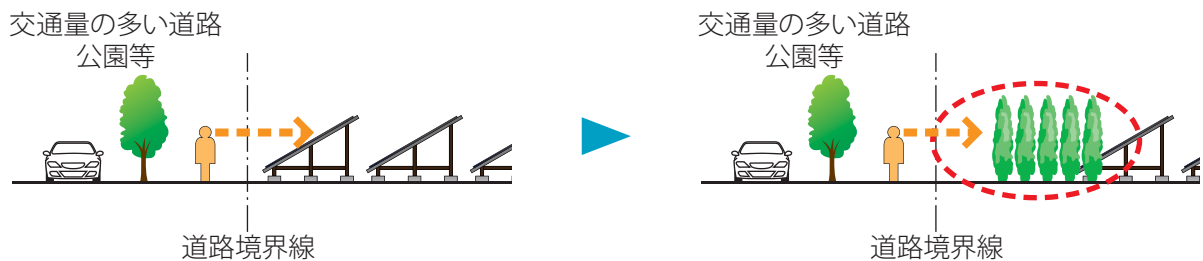
## 基本的基準

### 基準

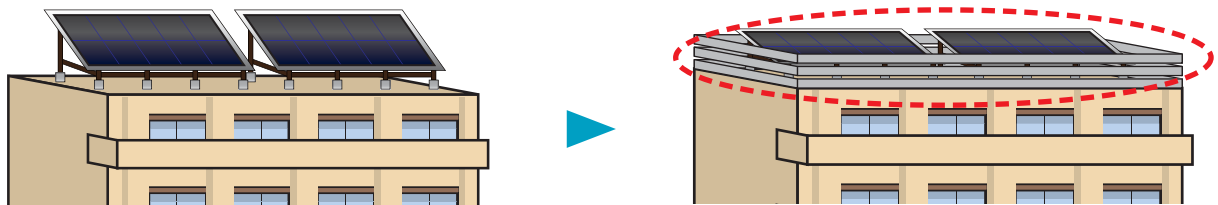
・太陽光発電施設は、植栽等で目隠しを行うなど、道路等の公共の場所から容易に目立たないように配慮すること。

### ■具体的な配慮の例■

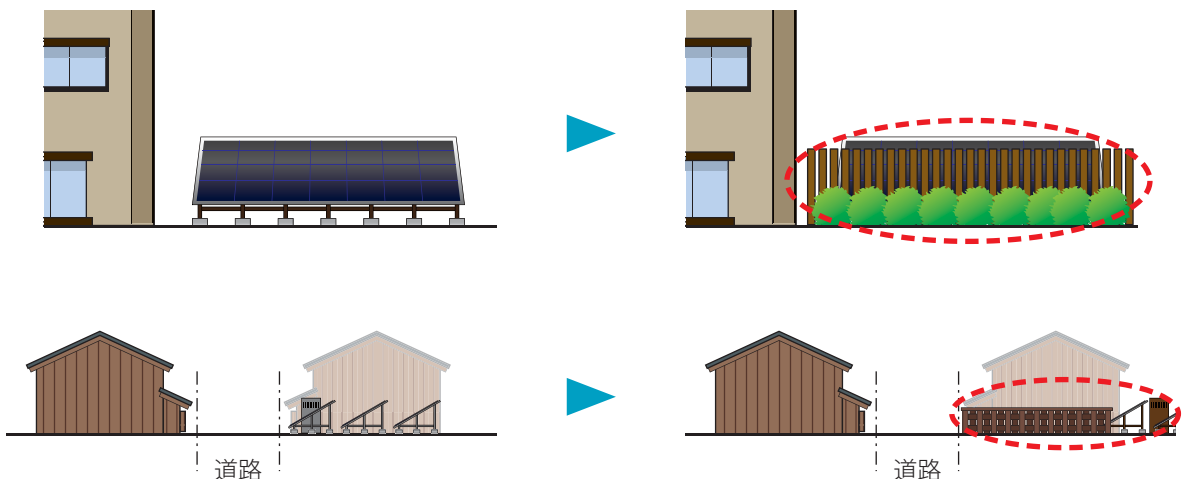
○行為地が自動車や歩行者等の交通量の多い道路や公園などの公共の場所から見える場合や民家等に隣接する場合は、植栽等で目隠しを行うなど、できる限り直接見えないようにする。



○屋上に設置する場合は、太陽電池モジュールの最上部をできる限り低くするとともに、目隠し等の修景を図る。



○【山地・里山ゾーン、里海・熊野灘沿岸ゾーン、市街地ゾーン】歴史的集落や農漁村集落、市街地、観光保養地に近接した場所に設置する場合、太陽電池モジュール（土台や支柱を含む）の存在感が軽減するよう、植栽等による目隠しや配置を工夫する。



## A16-3 太陽光発電施設

基本的基準

基準

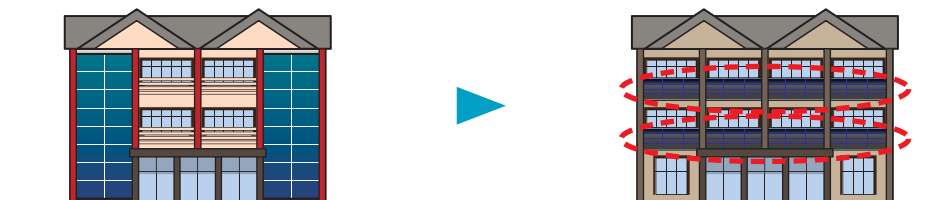
・太陽光発電施設等を使用または設置する場合は、周辺景観との調和に配慮すること。

### ■具体的な配慮の例■

○周辺の景観と調和するよう、できる限り目立たずに周辺に溶け込むデザインとする。



○外壁に設置する場合は、建築の外壁と太陽電池モジュールが調和したものとする。



○【山地・里山ゾーン、里海・熊野灘沿岸ゾーン】歴史的集落において、太陽電池モジュールを屋根に設置する場合は、和風の瓦屋根に調和するものとする。



## A16-4 太陽光発電施設

### 基本的基準

#### 基準

- 太陽光パネルの色彩は、黒、ダークグレー又は濃紺色などで光沢や反射が少なく、目立たないものとする。

#### ■具体的な配慮の例■

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲の景観との調和に配慮した、低明度かつ低彩度で目立たないものとし、原則として、黒、ダークグレー又は濃紺色の中から選択する。



- 太陽電池モジュールは、低反射（反射光を抑える処置がなされたもの）で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用する。



- 建築物の屋根や外壁に設置する場合は、建築物の屋根や外壁の色彩を太陽電池モジュールと調和するものとする。



## A16-5 太陽光発電施設

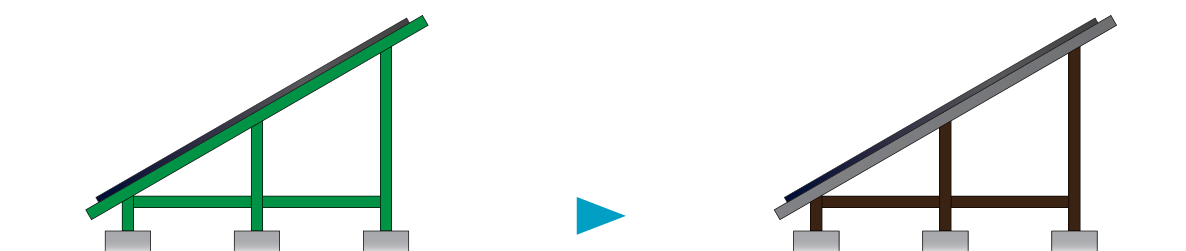
### 基本的基準

#### 基準

- 太陽光発電施設等のフレームや架台、脚部、附属設備、フェンス等は、道路等の公共の場所から容易に目立たないように、位置や形状、色彩に配慮すること。ただし、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど、周辺景観との調和に配慮した場合はこの限りでない。

#### ■具体的な配慮の例■

○フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩とする。



○パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、ダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩（建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩）とする。



# A17-1 風力発電施設

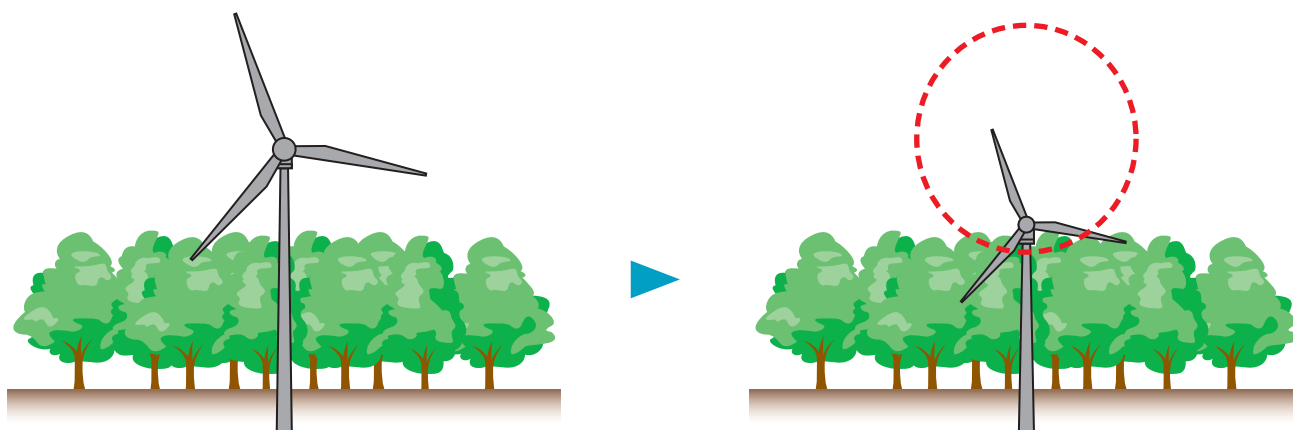
基本的基準

## 基準

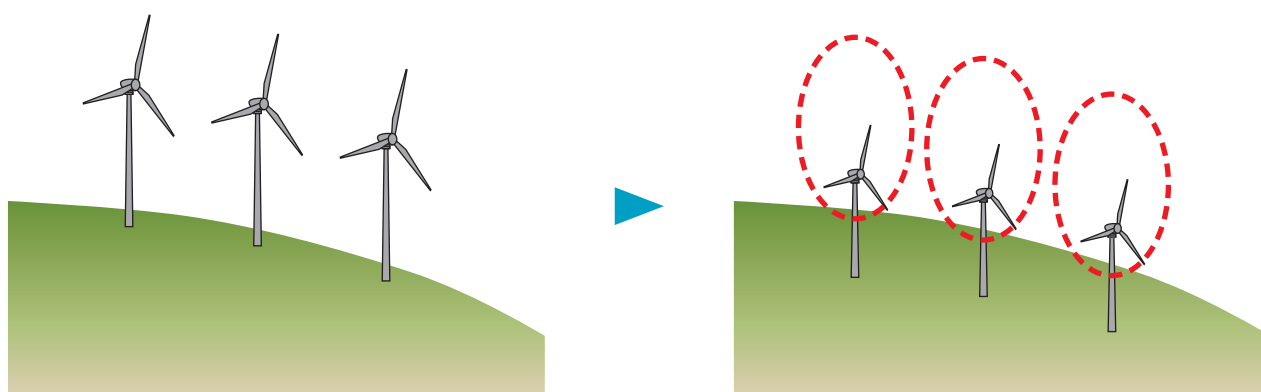
・規模はできる限り小さくし、尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等においては、スカイラインやその他の眺望に対して過大でない規模とすること。

### ■具体的な配慮の例■

○風力発電施設の規模はできる限り小さくし、周辺の景観から突出しないよう配慮する。



○尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等に設置する場合は、設置場所や規模を工夫し、スカイラインやその他の眺望に対して過大とならないようにする。



## A17-2 風力発電施設

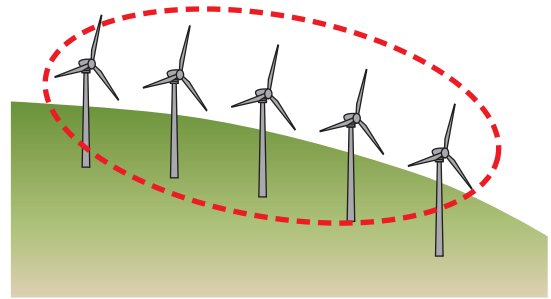
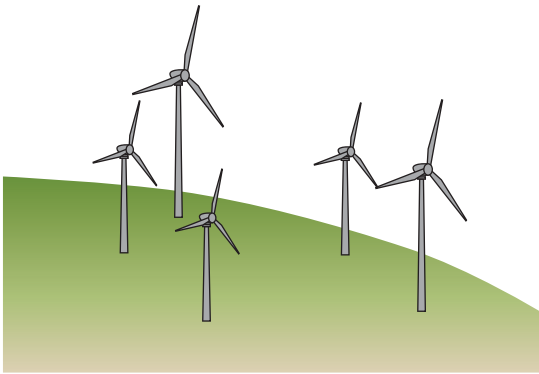
### 基本的基準

#### 基準

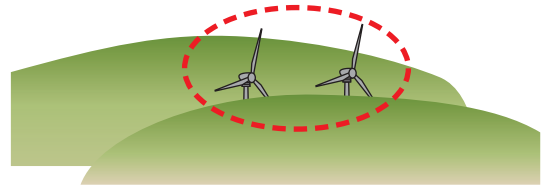
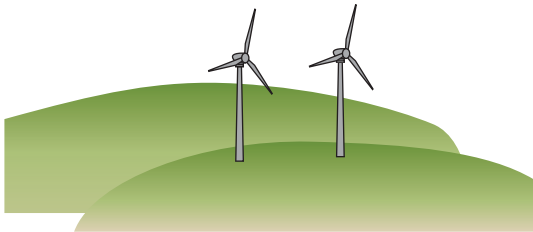
- 地形、植生等の地物を活かし、風力発電施設が目立たない位置に配置すること
- 風力発電施設を複数設置する場合は、立地等の状況に応じて整然と配置すること。

#### ■具体的な配慮の例■

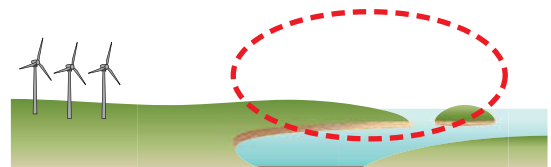
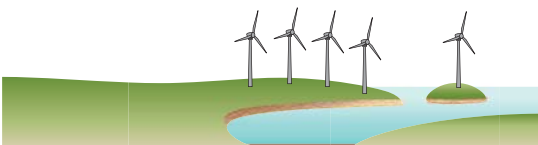
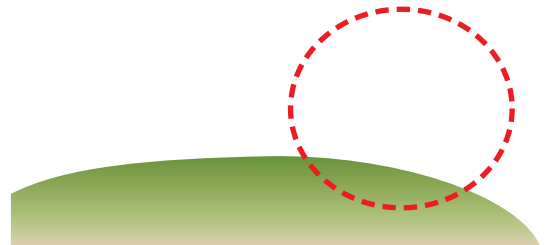
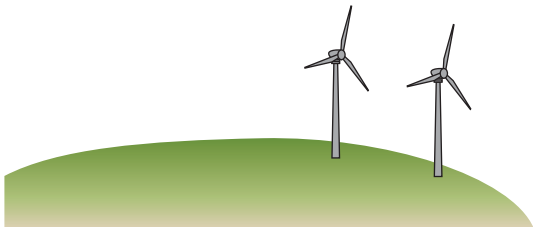
○複数基の風車を設置する場合は、雑然とした印象を与えないように整然と配置する。



○既存の地形や植生等の地物により風力発電施設が公共空間から目立たなくなるよう、行為地の選定や設置場所を工夫する。



○【山地・里山ゾーン、里海・熊野灘沿岸ゾーン】眺望景観を阻害する場所(尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等)での設置はできる限り避ける。



# A17-3 風力発電施設

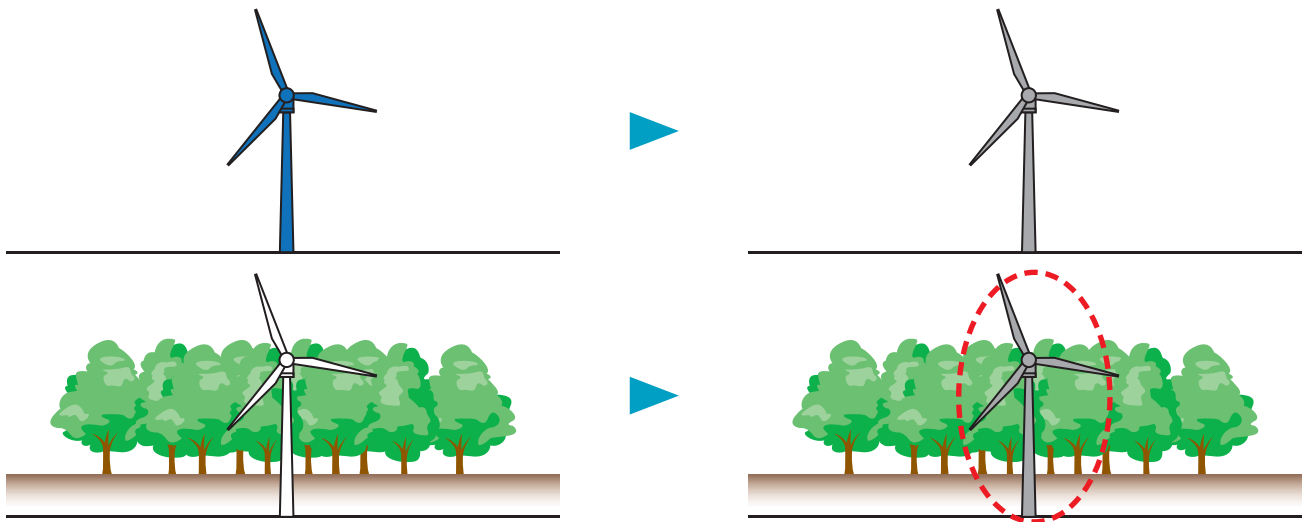
## 基本的基準

### 基準

- 目立たない色彩（溶融亜鉛めっき及び低光沢処理（リン酸塩処理）を施し、外装色がつやのないグレー（N4.5程度））や反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとすること。
- 附属建築物及び附属設備は、周囲の景観と調和した色彩及び素材とすること。

### ■具体的な配慮の例■

○風力発電施設の色彩は、溶融亜鉛めっき及び低光沢処理（リン酸塩処理）を施し、外装色がつやのないグレー（N4.5程度）となるようにする（メンテナンスも含む）。



○反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとすること。



○附属建築物及び附属設備は、周囲の景観と調和した色彩及び素材とする（メンテナンスも含む）。なお、ナセル及びブレードについては、色の変更が不可能である旨のデータ（試験結果等）の提出により合理的な理由が認められる場合を除いて、工作物の表面処理に係る色彩と同等の色彩で外観を統一する。

